

青森県報

号外第九十九号

平成十七年
十一月三十日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

訓 令

県立美術館開館準備局設置規程…………… (人事課) …… 一

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 二

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) …… 六

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) …… 七

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百六号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三の文化振興課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削る。

第十六条の都市計画課の項の第十号中「(文化振興課の分掌に係る事務を除く。)」を削る。

第二十条の三を次のように改める。

第二十条の三 削除

別表第一文化観光部文化振興課の項を削る。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第三十六号

県立美術館開館準備局設置規程を次のように定める。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

県立美術館開館準備局設置規程

(設置)

第一条 文化観光部に県立美術館開館準備局(以下「準備局」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 準備局は、次の事務を所掌する。

一 青森県立美術館の開館の準備に関すること。

二 美術資料取得等基金に関すること。

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

三 青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）の管理に関すること。
（準備局の職等）

第三条 準備局に局長及び局長補佐を置く。

2 局長は、上司の命を受け、準備局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 局長補佐は、局長を補佐し、準備局の事務を整理する。

第四条 準備局に必要な応じ総括学芸主幹、学芸主幹、総括学芸主査、学芸主査及び学芸員を置く。

2 総括学芸主幹は、上司の命を受け、美術品その他の芸術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び調査研究の専門的事項に関する特に命ぜられた重要な事項を掌理する。

3 学芸主幹は、上司の命を受け、美術品等の収集、保管及び調査研究に関する高度な専門的事項を掌理するとともに専門的事項の処理の連絡調整に当たる。

4 総括学芸主査は、上司の命を受け、美術品等の収集、保管及び調査研究に関する特に高度な専門的事項を処理する。

5 学芸主査は、上司の命を受け、美術品等の収集、保管及び調査研究に関する高度な専門的事項を処理する。

6 学芸員は、上司の命を受け、美術品等の収集、保管及び調査研究に関する専門的事項を処理する。

第五条 準備局に、前一条に規定するもののほか、必要に応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査、主査及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、準備局の所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、準備局の所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 総括主幹は、上司の命を受け、準備局の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、準備局の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
8 その他の職員は、上司の命を受け、準備局の事務に従事する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成十七年十二月一日から施行する。

（青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部改正）

2 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改める。

第五条第一項中「室長」の下に「、県立美術館開館準備局長」を加える。

（青森県職員安全衛生管理規程の一部改正）

3 青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条第四号中「室」を「県立美術館開館準備局、室」に改める。

~~~~~

青森県訓令甲第三十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「及び」を「、県立美術館開館準備局長補佐（以下「局長補佐」という。）及び」に改める。

第四条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「県境再生対策室長」の下に「、文化観光部にあつては準備局長又は次長」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、県立美術館開館準備局長（以下「準備局長」という。）は、別表第一の県立美術館開館準備局の項の部長専決事項の欄に掲げる事務を専決する。

第九条第二項中「及び環境生活部」を「、環境生活部及び文化観光部」に、「県境再生対策室長が」の下に「、文化観光部にあつては当該事務を担当する準備局長又は

次長が」を加える。

第十条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項まで」を「第三項まで及び第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項まで」を「第三項まで及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、文化観光部長の事務の代決については、次に定めるところによる。

一 文化観光部長が不在のときは、当該事務を担当する準備局長又は次長がその事務を代決する。

二 県立美術館開館準備局の分掌事務のうち文化観光部長が定めるものについて、文化観光部長及び準備局長がともに不在のときは、文化観光部次長がその事務を代決する。

三 前号の事務について、文化観光部長、準備局長及び文化観光部次長がともに不在のときは、局長補佐がその事務を代決する。

四 第二号の事務以外の事務について、文化観光部長及び文化観光部次長がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

五 第二号の事務以外の事務について、文化観光部長、文化観光部次長及び主管課長がともに不在のときは、行政組織規則第八条第一項に規定する課の順序により課長がその事務を代決する。

第十条の次に次の一条を加える。  
(準備局長の事務の代決)

第十条の二 準備局長が不在のときは、文化観光部次長がその事務を代決する。  
2 準備局長及び文化観光部次長がともに不在のときは、局長補佐がその事務を代決する。

第十一条第五項中「主管部長」の下に「(県立美術館開館準備局にあつては、準備局長)」を加える。

別表第一文化振興課の項を削り、同表国際課の項の次に次のように加える。

局 一 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の施行に関する次のこと  
備 (青森県総合運動公園(運動施設区域を除く。))に係るものに限る。)

県立美術館開館準

イ 第五条第一項の規定による公園施設の設置の許可に関すること。

ロ 第十三条の規定による原因者負担金の負担に関すること。

ハ 第二十六条第二項及び第四項(これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。)

ニ 第二十七条第一項及び第二項(これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。)

ホ 第二十七条第三項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)

ヘ 第二十七条第六項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)

ト 第二十七条第六項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)

イ 第五条第一項の規定による公園施設の管理の許可に関すること。

ロ 第五条の二第一項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に関すること。

ハ 第六条第一項の規定による都市公園の占有の許可及び同条第三項の規定による許可事項の変更の許可に関すること。

ニ 第九条の規定による都市公園の占有に係る協議に関すること。

ホ 第十条第二項の規定による必要な指示に関すること(第五条第一項の規定による許可に係るものを除く。)

ヘ 第十二条の六の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての協議に関すること。

イ 第五条第一項の規定による公園施設の管理の許可に関すること。

ロ 第五条の二第一項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に関すること。

ハ 第六条第一項の規定による都市公園の占有の許可及び同条第三項の規定による許可事項の変更の許可に関すること。

ニ 第九条の規定による都市公園の占有に係る協議に関すること。

ホ 第十条第二項の規定による必要な指示に関すること(第五条第一項の規定による許可に係るものを除く。)

ヘ 第十二条の六の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての協議に関すること。

ト 第十七条第一項の

による工作物等の売却に関する事。

規定による都市公園台帳の作成及び保管に関する事。

チ 第二十八条第二項(第三十三条第四項)において準用する場合を含む。( )の規定による損失の補償の協議に関する事。

二 青森県都市公園条例(昭和五十三年三月青森県条例第四号)の施行に関する次のこと(青森県総合運動公園(運動施設区域を除く。)に係るものに限る。)

イ 第五条第一項の規定による行為の許可に関する事。

ロ 第七条の規定による許可の取消し等の監督処分に関する事。

ハ 第十六条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項の規定による使用料の減免及び同条第三項の規定による使用料の還付に関する事。

別表第一都市計画課の項の第三号中「文化観光部長及び文化振興課長」を「準備局長及び局長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年十一月一日から施行する。

青森県訓令第三十八号

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「室」を「県立美術館開館準備局、室」に改め、同条第二項中「長」の下に「(県立美術館開館準備局にあつては、局長補佐)」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年十一月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

## 別表第二 (第二条、第五条関係)

## 技 能 職 等 給 料 表

| 職員<br>の<br>区<br>分                      | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級       | 4 級       | 5 級       | 6 級       |
|----------------------------------------|------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                                        | 号 給  | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 | 給 料 月 額   | 給 料 月 額   | 給 料 月 額   | 給 料 月 額   |
| 再任<br>用職<br>員<br>以<br>外<br>の<br>職<br>員 | 1    | 円 -     | 円 -     | 円 183,800 | 円 217,500 | 円 235,000 | 円 255,500 |
|                                        | 2    | 120,200 | 170,200 | 190,800   | 225,500   | 243,900   | 264,300   |
|                                        | 3    | 123,900 | 176,800 | 198,000   | 233,900   | 252,900   | 273,300   |
|                                        | 4    | 127,700 | 183,800 | 205,000   | 242,800   | 261,500   | 282,400   |
|                                        | 5    | 131,500 | 189,600 | 212,600   | 251,700   | 270,000   | 291,400   |
|                                        | 6    | 134,000 | 194,900 | 220,400   | 260,100   | 278,600   | 300,600   |
|                                        | 7    | 138,400 | 200,000 | 228,300   | 268,500   | 287,100   | 309,900   |
|                                        | 8    | 142,800 | 205,100 | 235,700   | 276,800   | 295,500   | 319,100   |
|                                        | 9    | 148,000 | 210,000 | 242,100   | 284,900   | 303,900   | 328,400   |
|                                        | 10   | 153,800 | 214,400 | 248,400   | 292,700   | 312,200   | 337,600   |
|                                        | 11   | 159,700 | 218,800 | 254,600   | 300,400   | 320,100   | 346,800   |
|                                        | 12   | 166,000 | 223,000 | 260,100   | 307,700   | 327,500   | 356,000   |
|                                        | 13   | 170,600 | 227,300 | 265,600   | 314,600   | 334,900   | 364,900   |
|                                        | 14   | 174,000 | 230,500 | 270,600   | 321,400   | 342,000   | 373,500   |
|                                        | 15   | 177,000 | 233,400 | 275,700   | 327,400   | 347,500   | 381,000   |
|                                        | 16   | 179,700 | 236,500 | 280,200   | 333,000   | 352,200   | 386,500   |
|                                        | 17   | 182,200 | 239,400 | 284,200   | 336,600   | 356,200   | 391,500   |
|                                        | 18   | 184,200 | 242,300 | 287,900   | 339,900   | 359,500   | 394,900   |
|                                        | 19   | 186,200 | 244,100 | 291,100   | 342,900   | 362,300   | 398,400   |
|                                        | 20   | 187,800 |         | 293,400   | 345,200   | 365,200   | 401,800   |
|                                        | 21   |         |         | 295,200   | 347,400   | 367,700   | 405,200   |
|                                        | 22   |         |         | 297,200   | 349,700   | 370,200   | 408,500   |
|                                        | 23   |         |         | 299,100   | 351,900   | 372,700   | 411,900   |
|                                        | 24   |         |         | 301,100   | 354,100   | 375,300   | 415,300   |
|                                        | 25   |         |         | 303,000   | 356,500   | 377,800   |           |
|                                        | 26   |         |         | 304,800   | 358,700   | 380,400   |           |
|                                        | 27   |         |         | 306,700   | 361,000   |           |           |
|                                        | 28   |         |         | 308,700   | 363,200   |           |           |
|                                        | 29   |         |         | 310,600   |           |           |           |
|                                        | 30   |         |         | 312,500   |           |           |           |
|                                        | 31   |         |         | 314,400   |           |           |           |
|                                        | 32   |         |         | 316,200   |           |           |           |
| 再任<br>用職<br>員                          |      | 149,600 | 186,800 | 214,600   | -         | -         | -         |

備考 再任用職員のうち、その職務の級が3級である職員で知事が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、232,800円とする。

別表第七中「8,298円」を「8,271円」に、「9,800円」を「9,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成十七年十二月一日から施行する。  
(最高号給を超える給料月額の内替え等)
- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。  
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び知事が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の技能職員等の給与に関する規程の規定に従って定められたものでなければならない。  
(施行事項)
- 5 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

青森県訓令甲第四十号

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十一月三十日

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第一項中「及びチームリーダーを含む。」を、「チームリーダー及び県立美術館開館準備局長補佐を含む。第三十一条、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十条並びに第四十六条第一項を除き、」に改める。

第五条中「室」を「県立美術館開館準備局、室」に改める。

第九条第二項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 県立美術館開館準備局長印

第十三条の表中「課長印」を「県立美術館開館準備局長印、課長印」に改める。

第二十二条第一項の表第一号ア中(イ)を(ウ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 県立美術館開館準備局長あてのものであるときは、県立美術館開館準備局長補佐

第二十二條第一項の表第一号イ中「(エ)」を「(ウ)」に改める。

第三十一条中「課長」の下に「(県立美術館開館準備局長、室長及びチームリーダーを含む。第三十五条第一項及び第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十条並びに第四十六条第一項において同じ。)」を加える。

別表第一の1(1)中

|     |        |     |          |
|-----|--------|-----|----------|
| 青森県 | 課(室)長印 | 青森県 | 課(局、室)長印 |
|-----|--------|-----|----------|

に改め、同表の

この表中「行政改革・危機管理監印」24を「行政改革・危機管理監印」24に改める。

別表第二中

|     |   |     |   |
|-----|---|-----|---|
| 青森県 | 課 | 青森県 | 課 |
|-----|---|-----|---|

を

「青森県」を「青森県」に改める。

県立美術館開館準備回 青 森 県

附 則

この訓令は、平成十七年十二月一日から施行する。

青森県訓令甲第四十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

|     |      |
|-----|------|
| 国際班 | 国際課長 |
|-----|------|

を

|            |             |
|------------|-------------|
| 国際班        | 国際課長        |
| 県立美術館開館準備班 | 県立美術館開館準備局長 |

に改め、同条第

三項中「課」の下に、「局」を加える。

第三条国際班の項の次に次のように加える。

県立美術館開館準備班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

附 則

この訓令は、平成十七年十二月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭